

第18回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年11月30日(月)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午前1時25分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 26名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (5) 報告第5号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (6) 報告第6号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (7) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (8) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (10) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (11) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (12) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

事務局長	河本 伸一	事務局次長	滝沢 仁
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	水野 晴基
農地係専門員	木原 一広	農地係主任補	堀田 泰蔵

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第18回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より近況を含めた挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名、全員です。
	本日の議事は、開催要領3次第にあるとおり、報告が6件、議案が6件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、13番 岩城利寛委員、14番 森和裕委員を指名いたしますのでよろしく願います。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(滝沢次長)	農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	まず、10月分の調査結果について、室崎調査委員長より報告をお願いします。
室崎調査委員長	10月23日の調査ですが、報告第2号 1現況証明の附番38及び40の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	つづきまして、報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、第10回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。
	清川町 1, 260ヘクタール、美栄町 1, 410ヘクタール、岩内町 662ヘクタール合わせて3, 332ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び違反転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正である

と認められました。以上で、10月分の報告を終わります。

議 長
石川調査委員長

次に、11月分の調査結果について、石川調査委員長よりお願いいたします。

11月10日の調査ですが、報告第2号の1現況証明の附番41について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第11回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

南町 19ヘクタール、稲田町 78ヘクタール、空港南町 120ヘクタール、合わせて、217ヘクタールの農地を調査の農地を調査しましたところ、遊休農地及び違反転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。以上で、11月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき、市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。

(報告第4号、附番4の市街化区域内の農地転用1件について朗読・説明)

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。

次に、報告第5号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。

(報告第5号、附番10のあっせん委員指名に係る専決処分及びあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。

次に、報告第6号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。

<p>議 長 (委 員) 議 長</p>	<p>(報告第6号、附番9について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 (なし) 特に無いようですので、報告第6号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
<p>事務局(佐々木係長)</p>	<p>これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>議 長 (委 員) 議 長</p>	<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番10から15の6件の合意解約について朗読・説明) 以上附番10から15の6件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
<p>議 長 (委 員) 議 長</p>	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。 (なし) ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に、議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(佐々木係長)</p>	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番26の賃貸借1件、附番27及び30の贈与による所有権移転2件、附番28の使用貸借1件、附番29のあっせん売買による所有権移転1件、附番31および32の売買による所有権移転2件について、調査書に基づき朗読、説明。) 以上附番26から32の7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番26について、堀口委員よりお願いいたします。</p>
<p>堀 口 委 員</p>	<p>附番26について、意見を申し上げます。受人は、この地域を含む農業者と取引をしている法人であり、機械や労働力、資本なども確保され、農業に関する知識も十分であることから、地域調和要件及び全部利用要件などは満たされているものと考えますが、その営農状況については、農業委員や地域による見守り、必要に応じて助言などを行って参りたいと思います。</p>

議 長	ありがとうございました。続いて、附番 3 1 及び 3 2 について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒 玉 委 員	附番 3 1 について、意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。つづきまして、附番 3 2 について、意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。次に議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。
事務局(堀田主任補)	議案の内容について、事務局より説明願います。 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。
議 長	(議案第 3 号、「1 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番 1 1 の農家住宅整備 1 件、「2 農用地利用計画」附番 1 0 の農地への用途変更 1 件、附番 1 1 のその他施設(浄化槽)への変更 1 件、「3 農用地転用計画」附番 1 1 の農家住宅建設のための転用 1 件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長	それでは議案第 3 号について、地区担当委員の意見を伺います。 「2 農用地利用計画」附番 1 0 について、吉田利彦委員お願いいたします。
吉 田 利 彦 委 員	それでは意見を申し上げます。附番 1 0 です。申請地は、以前は農業用施設である格納庫がありましたが、平成 2 9 年に撤去され、現在は農地として利用されております。今後とも農地として有効活用するために、農用地利用計画を変更し、農地とするものです。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 続いて「1 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番 1 1 及び「2 農用地利用計画」附番 1 1 並びに「3 農地転用計画」附番 1 1 について吉田宏一委員よりお願いいたします。
吉 田 宏 一 委 員	それでは意見を申し上げます。附番 1 1 です。申請者は来年、結婚を控えており、世帯分離のため農家住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更にも異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
事務局(堀田主任補)	次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番7の農家住宅建設のための農地転用に係る使用貸借権設定1件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議 長	それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。附番7について、吉田宏一委員よりお願いいたします。
吉 田 宏 一 委 員	それでは意見を申し上げます。附番7ですが、議案第3号 附番11で説明した通り、申請地を農家住宅に転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
事務局(佐々木係長)	次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第5号、一般分 附番18から23の賃借権の設定6件について、調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
事務局(木原専門員)	次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化

		促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
		(議案第6号、附番9の1件について、調査書に基づき朗読・説明)
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、事務局より10月総会の折に「農作物栽培高度化施設について」の説明の際に、小倉委員よりご質問を頂いた件について報告がございます。
事務局(堀田主任補)		(質問内容に関する説明・回答)
議	長	ただいまの説明に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	それでは事務局からの説明は以上となります。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	(特に無いようですので、)次にまいります。
		事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。

(閉会: 時 分)